

助成限度額 **最大580万円**

平成30年度

商店街起業・承継支援事業

都内商店街での開業等^(※)に要する
経費の一部を助成します!

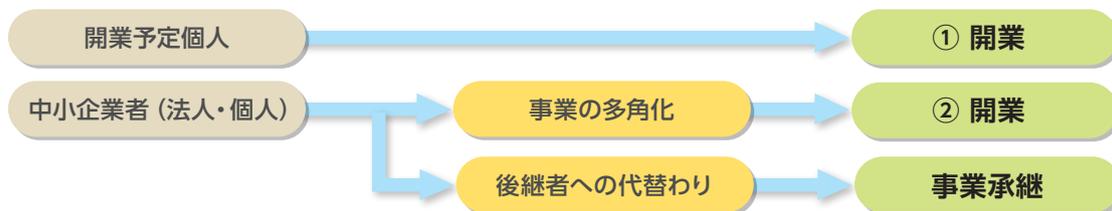
「開業等^(※)」とは？

1 開業

- ①開業予定個人が新規に店舗を開設する場合
- ②既存事業とは異なる分野へ進出する中小企業者が、新規に店舗を開設する場合

2 事業承継

中小企業者の後継者が、都内商店街で既存事業を引継ぐ場合



助成内容

経費区分		助成率	助成限度額	助成対象期間
事業所整備費	店舗新装・改装工事費	2/3以内	250万円	交付決定日から1年間
	設備・備品購入費(税込10万円以上)			
	宣伝・広告費(上限100万円)			
実務研修受講費		2/3以内	6万円	
店舗賃借料(新たに借りる場合)		2/3以内	1年目 15万円 /月 2年目 12万円 /月	交付決定日から2年間

※内容により対象外となる場合があります。詳細は募集要項をご覧ください。事前に公社助成課にご確認ください。

助成対象となる業種

- ①卸売業・小売業、②不動産・物品賃貸業、③宿泊業・飲食サービス業、④生活関連サービス・娯楽業、⑤教育・学習支援業、⑥医療・福祉、⑦サービス業(他に分類されないもの)

※上記業種のうち、日本標準産業分類の小分類に該当する一部の業種のみになります。詳細については、募集要項をご覧ください。事前に公社助成課にご確認ください。

主な申請要件

- ★申請時点で当該商店街にある**商店街組織の代表者から、出店に関する承諾を受ける**必要があります。
- ★開業予定個人及び中小企業者（個人）の方は、**助成対象期間内に開業届を提出すること**、中小企業者（法人）は**助成対象期間内に登記の変更等**を行うことが必要になります。
- ★開業等と同時にその**商店街組織に加入**する必要があります。
- ★許認可を必要とする事業を行う場合は、助成対象期間内に取得する必要があります。
- ★原則として、①実務研修、②経営知識習得に係る研修を過去3年以内に受講している、又は助成対象期間内に受講する必要があります。

※就業経験等により、研修受講が免除になる場合があります。

※①実務研修は助成対象期間内に受講する場合、助成対象経費として申請できます。

〈②経営知識習得に係る研修例〉

主催者	研修
(公財) 東京都中小企業振興公社	TOKYO起業塾 女性起業ゼミ 商店街起業促進サポート事業等
東京都内商工会議所 東京都商工会連合会・商工会	創業塾 創業ゼミナール等
区市町村 金融機関（銀行・信用金庫等）	上記に類する創業、起業支援セミナー 特定創業支援事業等

交付決定までのスケジュール

	申請書類提出の申込み (HP)	書類審査	面接審査	交付決定
	申請書類提出期間 (郵送)			
第1回	3/26 (月) ~ 4/6 (金)	5月中旬~6月中旬	6月中旬~下旬	7/1予定
	4/2 (月) ~ 13 (金)			
第2回	6/25 (月) ~ 7/6 (金)	8月中旬~9月中旬	9月中旬~下旬	10/1予定
	7/2 (月) ~ 13 (金)			
第3回	9/25 (火) ~ 10/5 (金)	11月中旬~12月中旬	12月中旬~下旬	1/1予定
	10/1 (月) ~ 12 (金)			

※申請書類の提出には公社ホームページより事前の登録が必要です。申込期間内にご登録がない場合は、申請をお受けできません。

※日程については、状況により変更する場合があります。

※助成金予算終了次第、30年度の受付を締切ります。

▼ 募集要項・申請書はこちらからダウンロードいただけます ▼

URL : <http://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/shotengai.html>

お問い合わせ先



公益財団法人 東京都中小企業振興公社 企画管理部助成課

電話：03-3251-7894・5 e-mail：josei@tokyo-kosha.or.jp